

令和8年度



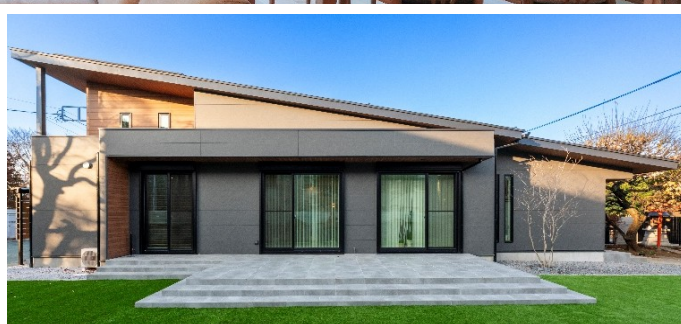
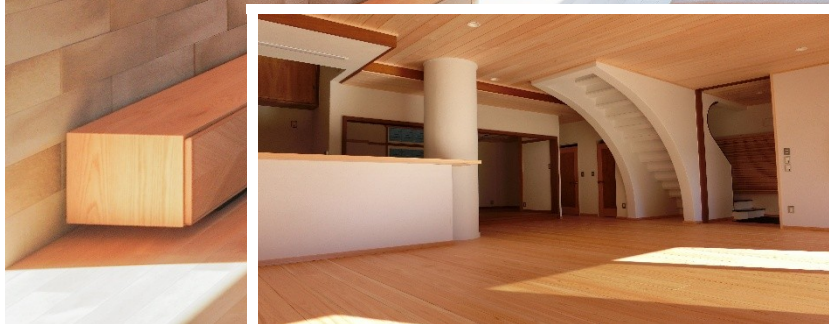
さいたまの木から始まる「活樹」の家づくり

# 県産木材住宅等補助金



最大  
**34万円**を  
補助します

条件により最大50万円



店舗・事務所・  
集合住宅等も OK

補助金単価が  
**UP↑**

県外の工務店  
県外の建築物も対象

募集受付期間 **令和8年5月18日～令和8年12月21日**

先着順で受け付けます。なお、予算の状況により、期日前に締め切る場合があります

## ●事業の概要

県産木材を使って家や事務所を建てる工務店等に建築費用の一部を助成します  
申請者1者あたり最大500万円まで交付します

## ●申請方法

**WEBフォーム申請**（ホームページ）又は郵送、持参により受け付けます

申込・詳細等はホームページを  
ご確認ください

**埼玉県木材協会**



一般社団法人**埼玉県木材協会**  
さいたま市浦和区上木崎6丁目37番17号  
☎048-822-2568  
<http://www.mokkyo-saitama.jp/>

# 補助対象、補助要件、補助金の額及び限度額

## ●対象者

- ①建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業、大工工事業若しくは内装仕上工事業の許可を受けていること
- ②県産木材の主な供給元と県産木材製品安定需給に関する協定を結んでいること  
協定締結先はさいたま県産木材認証制度実施要綱（平成14年4月1日施行）第8条第1項の認定書の交付を受けた木材事業者等とする
- ③この事業に係る行為において法令を遵守すること

## ●補助対象の種別・基準（助成の対象は①～③のいずれか1つとし、併用はできません）

- ①住宅等の新築、建売住宅の販売
  - ◆ 県産木材の使用割合（単位：立方メートル）が全体の木材使用量の40%以上であること
- ②住宅等の増改築
  - ◆ 増改築に係る県産木材の使用量が3立方メートル以上であること
- ③住宅等の内装木質化
  - ◆ 12ミリメートル以上の厚さを有する県産木材による施工面積（壁等にあつては垂直投影面積、床、天井等にあつては水平投影面積のそれぞれの合計）が7平方メートル以上であること

## ●用途

- ①住宅 ②事務所 ③店舗 ④その他（公共建築物＜自治体発注を除く＞）

## ●契約日・引渡し日

令和7年8月1日以降に契約締結

※ただし、引渡し令和8年3月31日までに完了している工事は、対象外になります

## ●木工事完了日

木工事が令和9年1月31日までに完了

## ●補助金の額

- ①住宅等の新築、建売住宅の販売
  - ◆ 県産木材を80%以上利用する場合は県産木材1立方メートルあたり20,000円
  - ◆ 県産木材を60%以上利用する場合は県産木材1立方メートルあたり17,000円
  - ◆ 県産木材を40%以上利用する場合は県産木材1立方メートルあたり14,000円
- ②住宅等の増改築
  - ◆ 県産木材1立方メートルあたり17,000円
- ③住宅等の内装木質化
  - ◆ 県産木材による施工面積1平方メートルあたり3,000円

今年度より  
単価増額！

## ●補助金の限度額

- ①1戸当たり340,000円
- ②内装木質化の場合で、相当数の入込客の見込める店舗等については500,000円

## ●その他

この補助金は、県産木材の利用拡大を目的として交付するものです。補助事業終了後も県産木材の使用に努めていただき、補助金交付年度の翌年度から起算して3年間、県産木材の使用状況について報告が必要となります。

- この事業は、埼玉県の「県産木材活用住宅等支援事業」を活用して実施しています

